

令和7年度事業計画

I 計画の概要

令和7年度は、前年度に引き続き、次の2つの公益目的事業を実施する。

公1の食鳥検査事業では、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、「食鳥検査法」という。）第21条第1項の規定により鹿児島市長が指定した指定検査機関として、当該指定に係る処理場において、同法第15条の規定に基づき、家畜伝染病予防法や厚生労働省令で定める疾病等について食鳥検査を実施する。また、処理場における食鳥処理の衛生管理の向上に寄与するために、検査員会議の定期的な開催や各種食鳥肉衛生研修会等へ参加するなど、検査技術の研鑽及び平準化、情報共有に努め、検査員の資質向上を図る。

公2の犬の捕獲等受託事業では、鹿児島市と委託契約を締結し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）、鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例、鹿児島市動物愛護管理センター規則等に規定された犬猫の収容及び愛護に関する業務などを適確に遂行する。なお、受託業務内容は、具体的には、①犬の捕獲・抑留・返還 ②犬の登録申請の受付、鑑札・狂犬病予防注射済票の交付 ③犬猫の引取りや負傷動物等の収容 ④収容中の犬猫の飼養管理、返還、譲渡、処分等 ⑤犬猫の適正飼養の指導啓発などである。

本協会は、公益財団法人として、これらの事業を通じ、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生防止、狂犬病の発生予防、犬猫による人の生命、身体や財産への侵害防止及び動物愛護の普及推進など公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に寄与する。

II 事業活動

1. 食鳥検査事業（公益目的事業1）

(1) 食鳥検査の実施

対象処理場	所在地	食鳥の種類	処理方法
(株) アクシーズ 川上工場	鹿児島市川上町3149-1	ブロイラー	中抜き
(有) 二幸食鳥 松元工場	鹿児島市福山町4番地	成 鶏	中抜き

(2) 研修会への参加

- ①県主催の獣医公衆衛生技術研修会(鹿児島市)・・・・・・・・・・令和7年7月
- ②全国食鳥指定検査機関情報連絡会議(徳島市)・・・・・・・・・・令和7年10月
- ③九州ブロック食肉衛生検査所協議会研修会(宮崎市)・・・・・・・・・・令和7年10月
- ④厚生労働省主催の食鳥肉衛生技術研修会、衛生発表会(東京都)・・・・・・・・・・令和8年1月
- ⑤協会開催の検査員会議（動物愛護管理センター会議室）・・・・・・・・・・年4回
- ⑥県獣医師会主催の公衆衛生講習会(鹿児島市)・・・・・・・・・・年1回

(3) 鹿児島市長に対する申請又は報告（食鳥検査法に基づくもの）

- ①役員の選任及び解任認可申請（変更があった場合）
- ②検査員の選任及び解任届（変更があった場合）
- ③令和6年度事業報告及び収支決算報告
- ④令和8年度事業計画及び収支予算の認可申請

(4) 役員の会議等への出席

- ①全国食鳥指定検査機関協議会総会(東京都)・・・・・・・・・・令和7年6月
- ②全国食鳥指定検査機関情報連絡会議(徳島市)・・・・・・・・・・令和7年10月
- ③九州地区食肉衛生検査所協議会所長会(宮崎市)・・・・・・・・・・令和7年10月
- ④厚生労働省主催の食鳥肉衛生技術研修会、衛生発表会(東京都)・・・・・・・・・・令和8年1月
- ⑤全国食鳥指定検査機関協議会役員会(鹿児島市)・・・・・・・・・・令和8年2月

2. 犬の捕獲等受託事業（公益目的事業2）

(1) 犬の捕獲等業務

- ①犬の捕獲及び抑留（狂犬病予防法関係）
- ②犬及び猫の引取り（動物愛護管理法関係）
- ③負傷動物等の保護収容（動物愛護管理法関係）
- ④狂犬病予防集合注射の応援（4月）
- ⑤飼養実態調査及び登録等の指導
- ⑥犬及び猫の適正飼養並びに管理に関する指導啓発

(2) 鹿児島市動物愛護管理センター業務

- ①捕獲抑留した犬、引取った犬及び猫、負傷した動物の飼養管理
- ②抑留犬の返還
- ③抑留した犬、引取った犬及び猫の譲渡適性の観察、散歩、トリミング等のケア
- ④引取った犬及び猫等の譲渡（譲渡前講習の実施）
- ⑤返還や譲渡できなかった犬及び猫の処分等
- ⑥犬の登録申請の受付及び鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付
- ⑦施設設備の維持管理、犬房舎内外等の清掃、消毒及び衛生害虫駆除
- ⑧市生活衛生課主催の犬のしつけ方等講習会への協力
- ⑨動物慰霊碑周辺等の樹木剪定、清掃

(3) 動物愛護サポーター活動（令和5年4月開始）への協力

- ①市動物愛護サポーター実施要領（令和5年4月施行）に基づき、市生活衛生課が実施する譲渡推進取組への協力
- ②猫の人工哺育や犬猫の馴致を行う一時預かりサポーター登録者等に対する収容中の幼齢猫や犬猫の預け渡し及び市購入支援物品（人工哺育に必要なミルク・哺乳瓶等）の提供

(4) 地域猫活動への支援等

- ①猫の適正飼養及び管理ガイドラインに基づき、市生活衛生課が行う地域猫の取組への支援
- ②不妊去勢手術のための猫捕獲器、猫バリア器の貸し出し

(5) 畜犬関係手数料等の収納業務（動物愛護管理センター内の事務に限る。）

- ①犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料及び抑留犬返還手数料の収納
- ②飼犬及び飼猫の引取手数料の収納

(6) 関係団体との連携

- ①鹿児島大学共同獣医学部が実施する不妊去勢手術への対応（大学と市生活衛生課の協定）
- ②鹿児島地区獣医師会が実施するボランティア診療への対応（地区獣と市生活衛生課の協定）
- ③鹿児島大学学生サークル（アニプロ）が実施する活動への支援

(7) 鹿児島市長に対する報告（委託契約に基づくもの）

- ①受託事業実績報告書の提出

III 組織運営

1. 理事会及び評議員会の開催

- (1) 令和7年度理事会（3回）・・・・・・・・・・令和7年5月・11月、8年2月
- (2) 令和7年度評議員会（2回）・・・・・・・・・・令和7年6月、8年3月
- (3) 定期監査（法令・定款に基づくもの）・・・・・・・・・・令和7年5月

2. 県知事に対する報告（公益法人認定法に基づくもの）

- (1) 令和6年度事業報告に係る書類の提出
：財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給基準を記載した書類、組織運営及び事業活動の状況の概要等
- (2) 役員等の変更届出書の提出（変更があった場合）
- (3) 令和8年度事業計画書、収支予算書の提出

3. 活動状況等の情報開示（公益法人認定法及び当協会の情報公開規程に基づくもの）

- (1) 貸借対照表の公告（掲示）
- (2) 資料等の開示（備え置き、協会ホームページの随時更新）